

令和5年度 第2回尼崎市いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

日 時 令和6年3月19日(火) 午後3時から午後4時30分まで
場 所 オンライン及び会場(尼崎市立ユース交流センター 多目的室)
出席者 委員18人(代理出席含む。)

議事要旨

1 議題

(1) 尼崎市立学校の令和4年度いじめの認知状況等について **資料1**、**資料2**

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会事務局より、尼崎市立学校の令和4年度いじめの認知状況を説明し、共有する場とした。また、「尼崎市いじめ防止基本方針」の別紙である「いじめの防止等に係る取組」を用いて、出席している委員から取組の紹介をしていただいた。

【主な内容】

- ・資料は、全国で毎年行われている、「児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成している。
- ・令和4年度の尼崎市における、いじめの認知件数は、5,729件となっており、件数は年々、増加している。これは平成25年度から、いじめの定義が広がったことを受けて、いじめの認知が、積極的に行われていることによる影響が大きい。
- ・いじめの発見のきっかけについて、令和4年度は、1番多かったのが、「アンケート調査などの学校の取組により発見」、2番目が、「児童生徒(本人)からの訴え」、3番目が、「保護者(本人を除く)からの情報」であり、この順番は、直近3年を通じて、入れ替わりがない。
- ・いじめの態様について、令和4年度は、尼崎市、兵庫県や全国で共通して、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が多かった。校種別で見ると、高等学校では、いじめの態様の2番目に、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」が多くなっている。
- ・こどもの人権擁護担当では、こどもの人権を具体的に保障する取組として、令和3年度から「尼崎市子どものための権利擁護委員会」を設置・運営し、いじめ等の子どもの権利侵害の解消や未然防止に取り組んでいる。また、本協議会である尼崎市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ問題に関する情報共有や意見交換を通じて、学校・PTA・関係機関の連携を図っている。
- ・こども青少年課では、地域の主体的な取組が進むよう、子育てコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が働きかけを行う地域社会の子育て機能向上支援事業を実施している。また、青少年の居場所や交流の場であるユース交流センターでは、青少年等の様々な話に耳を傾け、日常的に関わりを持つようにしており、いじめの未然防止や早期発見への道の1つとしての役割を担っている。
- ・こども教育支援課では、STAND BYの導入にいじめの脱傍観者授業を併せることで、いじめの未然防止を図っている。また、スクールソーシャルワーカー(SSW)が、いじめの対応において、より学校と連携した支援を行っている。

(2) 子どもの権利について **資料3**

こどもの人権擁護担当課長より、子どもの権利をテーマに、子どもの権利条約、こども基本法などを参照しながらご説明いただいた。

【主な内容】

- ・「子どもの権利条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約であり、18歳未満の児童(子ども)を、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならでの権利も定めている。

・「生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）」、「子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）」、「子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）」、「差別の禁止（差別のないこと）」が子どもの権利条約の4つの原則である。

・令和5年4月1日より施行されているこども基本法は、全20条からなり、「第1条 目的」、「第2条 定義」、「第3条 基本理念」、「第11条 こども等の意見の反映」は、子どもの権利条約の精神が流れたものとなっている。

・こども施策に対するこども等の意見の反映について、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

・子どもの権利条約に定められている権利のうち、「参加する権利(意見表明権)」とは、子どもが、自分の気持ちや声、意見を聴いてもらう権利」のことであり、0歳の子どもも、意見表明権を有している。

・最後に、子どもの意見表明権を保障する取組の一つとして、尼崎市子どものための権利擁護委員会が2月に開催した、「言うてええねん会議」の様子を動画で鑑賞し、子どもの権利について感想を述べあった。

(3) 子どもの居場所推進事業について 資料4

こども青少年課長より、子どもの居場所推進事業の概要について、資料4を参照しながらご説明いただいた。

【主な内容】

・こども青少年課において、令和5年度より、子どもの居場所推進事業を開始している。

・食事の提供、学習支援、遊びなどを通じて、すべての子どもたちが継続的に安全に安心して過ごせる居場所が地域で広がるよう、子どもの居場所づくりを推進するために、子ども・若者応援基金を財源として、支援していただいている地域団体に補助金を交付するという事業である。

・「子どもの居場所づくり推進事業補助金」は、市内の子ども食堂をはじめとした地域の子どもの居場所の実施団体の必要な経費を補助するもので、子ども食堂や子どもの居場所の実施団体の安定的・継続的な活動を支援し、実施回数を増やしていただくことで、子どもたちの見守りを強化することにつながるというものである。

・「子どもの居場所周知事業」は、子どもたちが安全に、また安心して過ごせる居場所の周知を図るというもので、市内の子ども食堂や学習支援の子どもの居場所を登録制にし、施設にステッカーを掲示していただくことで、市内の安心・安全な子どもの居場所を広く市民に周知するとともに、市から登録団体へ情報発信を行うものである。

・「子どもたちが安全・安心して過ごせる居場所です」と表示した「キッズ&ユーススポット」のステッカーを、運営している事務所や店舗の分かりやすい場所に掲示し、利用する子どもたちにとって、ここが「居場所」であると分かりやすくすることや、地域の方々にとっても、「ここが子どもたちの居場所である」と認識していただけるものになればと考えている。

・今後、「子どもの居場所周知事業」において、登録が進めば、紹介できる団体も増える。随時、ホームページにも掲載していくが、次回以降のいじめ問題対策連絡協議会において、機会があれば、登録団体の一覧を情報提供させていただきたいと考えている。

(6) その他

特になし。

以上